

占領下教育改革における府県軍政部の助言と統制

——教育雑誌「教育時報」に着目して——

木守 正幸

帝京短期大学 生活科学科

【抄録】

占領下の日本においては連合軍最高司令部による占領下教育改革が進められたが、地方において教育行政や教育関係者への指導・助言・監督を直接担っていたのが、全国の各都道府県に置かれた府県軍政部民間情報教育課である。各府県軍政部民間情報教育課は、連合軍最高司令部から課せられていた教育指令を着実に履行し教育改革を進行させるために、学校視察や講演や資料収集など様々な手段を講じていた。なかでも、東京軍政部民間情報教育課においては、上記以外の手段として、東京都教育局が編集し発行していた教育雑誌「教育時報」を効果的に利用し、占領下の教育改革を推進するのに必要な教育情報を発刊当初から提供し続け、軍政部民間情報教育課の意向を教育関係者に伝えていた。

軍政部民間情報教育課からの寄稿や資料のスムーズな受入状況や取り扱われ方、また「教育時報」の構成や編集者の文章からは、占領・被占領という関係を背景にした教育局側の付度とともに、占領下教育改革への教育局側の建設的な姿勢も窺える。

【キーワード】 占領下教育改革, 府県軍政部, 教育時報

I. はじめに

連合軍最高司令部は占領政策を推進し政策の遂行状況を監視するために、その末端機構として各都道府県に府県軍政部を置いた。その府県軍政部の中であって地方における占領下の教育改革の推進と監視に直接に当たっていた部署が、府県軍政部情報教育課であった。

占領下という特殊な環境の中で行われた教育改革の実像を地方レベルで探る上で、府県軍政部情報教育課の教育行政や学校への関与は欠かせない視点である。

府県軍政部の占領下の教育政策を推進への関りについては、阿部による「地方における占領教育政策の展開に関する研究序説¹⁾」「対日占領における地方軍政²⁾」「戦後地方教育制度成立過程の研究³⁾」、竹前・日野の「戦後教育改革序説(下)ある地方軍政部教育担当連合軍要員の回想(日野)⁴⁾」、大矢による「占領期地方教育改革に関する軍政部教育担当係官協議会の分析⁵⁾」、松本の「占領期における戦後教育改革理論の普及と地方軍政部：長崎県を事例に⁶⁾」など、これ

までに先導的な研究が数多く行われてきた。

これまでの研究の中でも府県軍政部情報教育課が学校視察や講演など多様な手法を用いて占領下の教育改革を推進していたことが紹介されてはいるが、情報伝達手段に着目してその実態を明らかにした研究、さらには東京都軍政部を対象とした研究は管見の限り見出すことはできない。

本稿は、情報伝達手段としての教育雑誌に着目し、占領下の教育改革遂行と監視に向けて府県軍政部情報教育課が情報伝達手段、とりわけ、教育雑誌を利用して占領下の教育改革を如何に遂行していたのかを明らかにすることを目的としている。その際、焦点を当てる教育雑誌としては東京都教育局が編集者となって刊行されていた月刊教育雑誌とし、焦点を当てる地域としては占領の主力部隊である第八軍の直轄の地域であり、また超大型の東京神奈川軍政部の管理下にあり、東京神奈川軍政部と第八軍の両面から教育の民主化に向けた視察・助言・監督の対象となっていた東京都とする。

II. 方法

文献研究とし、主要文献としては一次資料である東京都教育局編集による教育雑誌「教育時報（教育じほう）⁷⁾」を用い、最も活発に軍政活動が行われていたとされる1948年～1949年の2年間に焦点を当てて東京軍政部による関与の状況と特徴を抽出する。なお、「教育時報」については軍政部側の保管資料にもあたり、占領側の「教育時報」に向ける視座についても見出すことにする。

III. 結果

1. 連合軍最高司令部と日本の教育行政との関係

連合軍最高司令部（GHQ）が行った教育政策には、戦時教育体制の解消という戦後処理の一環としての消極的な教育政策と、民主的教育を根付かせるための積極的な教育政策があると海後は述べている⁸⁾。前者は、1945年10月から12月までに発した「教育に関する4つの指令⁹⁾」であり、後者は、学校の再開など12の項目からなる「教育の民主化¹⁰⁾」である。

この教育政策も他の政策同様、連合軍最高司令部最高司令官が日本政府に命令を出し、日本政府が施行を代行するという間接統治方式により進められた。そのため連合軍最高司令部と日本政府の間には明らかな上下関係があり、その上下関係を根本的に規定するものが、昭和20年10月22日に連合軍最高司令官総司令部より日本政府に発せられた覚書「日本教育制度ニ対スル管理政策」である。特に「日本政府ノ官吏、属僚ニシテ本指令各条項実施ニ関与スル者並ニ公立、私立ヲ問ハズ凡テノ教師及学校教職員ハ本指令ニ明示シアル政策ノ精神並ニ条文ヲ遵奉スル個人的責任ヲ負フモノトス¹¹⁾」という三番目の内容は、官吏以下教職員一人一人に対して指令の順守への責任を迫るものであり、教育行政においても指令に対して従属的な対応を迫るものであった。

占領下初期当時に総司令部と関わる機会があった海後は、総司令部と文部省の関係を「われわれはアメリカの教育上の一環の中においてでなければ教育の只一つの些細なことであっても処理することが出来ないということを度々経験している¹²⁾。」「この頃の文部省の教育施策の

殆どすべてが総司令部との関係を持たないものではなく、多くはCIE課員が文部省に指示した原則によっていた¹³⁾。」と述べている。海後の記述からは、日本は被占領国として従属的な位置にあり、絶対的優位性を有していた連合軍最高司令部の指令や方針の管理下で全ての教育政策や教育計画を立案・実施せざるを得なかった当時の状況が、総司令部の担当者と接していた当事者ならではの言説として強く迫ってくる。

2. 連合軍最高司令部民間情報教育局の任務とその手法

民間情報教育局（CIE：Civil Information and Education Section）は1945年10月に連合軍最高司令官幕僚部の一つとして設置され、その役割は、「日本における公的情報、教育、宗教並びにその他社会学的諸問題に関する政策について、連合軍最高司令官に助言するため。」であり、その組織は、教育課、情報課、宗教課、美術・史跡課、分析・調査課、行政課の6課で編成されていた。

この中の教育課には「最高司令官の教育の目標の実施に際して必要な計画、資料、計画などの発議・作成を指導する」ことが命じられ、特に次の任務を着実に実行するための助言を行うことが求められていた¹⁴⁾。

①日本の教育制度のあらゆる部分から、軍事訓練を含む教義及び実践上の軍国主義と超国家主義を排斥する。

②民主的思想や原理を適切に普及させる使命を完遂するために必要と考えられる新しい指導内容を学校カリキュラムに組み入れる。

このように、占領下初期の連合軍最高司令部による日本の教育改革は、排斥と構築の両面の方策をもって進められた。そして、これらの占領下の教育政策の指令の発令については、民間情報教育局教育課が考案した指令をCIEが承認し、最高司令官が終戦中央連絡事務局¹⁵⁾を通して日本政府に発令するという過程を取って進められていた。

また、占領下の教育改革状況を監督する方法について、連合軍民間情報教育局の三代目の教育課長であったオアは、「その一つは、文部省に対する専門的指導及び示唆であり、もう一つは、連合軍最高司令官が、日本帝国政府に対して発する指令である。この指令は法律と同等

の効力があり、主として基本的な事項に限って用いられる。時によっては、これら二つの方法を組み合わせることにより効果を上げることが出来る。先ず、文部省の担当官を協議のために呼出し、総司令部が検討中の政策方針について、その一般的性格を非公式に手短かに説明し、これに対して文部省側が実行上の意見を述べ、それを考慮に入れる。その結果、公式な指令が出されるまでには、文部省側としては必要な準備作業ができており、指令が支障なく実行に移される。その後、司令部は技術的な助言を与えると同時に、文部省側が提出した指令実行計画の評価を行う¹⁶⁾。」と、着実な改革を遂行するための監督方法を具体的・实际的に述べている。さらに、オアは文部省との連絡形態としては、総司令部からの情報提供要求も総司令部への報告も終戦連絡中央事務局を通す正式ルートではなく、総司令部と文部省間で直接に行われることが多いとも述べている。このように連合国最高司令官総司令部は、計画的・組織的・効率的かつ実効性を確保した方針と体制を構築して占領下の統治や教育改革を行っていた。

一方、民間情報教育局による情報収集については、民間情報教育局教育課の係官が東京一帯の教育施設を訪問・視察し、学校側担当者との協議を通して膨大な情報を収集しているともオアは述べている¹⁷⁾。

このようにして連合国軍最高司令部で作成された指令に基づき日本国政府（文部省）が作成した政策が確実に施行されて行くことになるが、占領下の教育改革が地方行政機関や各学校に於いて着実に進行されているかどうかを地方レベルで監視・監督・報告する役割を与えられた機関が、地方軍政機構としての府県軍政部である。

次に、連合国軍総司令部の末端として、日本の教育関係者と直接接触を持って占領下の教育改革の推進に大きな役割を果たした府県軍政部の役割に着目していく。

3. 府県軍政部の組織と役割

連合国軍による被占領国である日本の統治方式は、連合国軍最高司令官の命令を受けた日本政府が命令の施行を代行するという間接統治であった。この連合国軍最高司令官の命令に基づく占領政策が着実に履行できているかをチェックするために設置されたのが46の府県軍政部で

ある。中でも超大型の軍政部である東京神奈川軍政部¹⁸⁾には、将校65名と下士官・兵150名の合計215名が配置されていた¹⁹⁾。また、いくつかの府県軍政部を統括するために地方軍政本部長が置かれていた。

府県軍政部は、経済、公共福祉、国民健康、立法及び行政問題、民間情報、公民教育の分野を担当していた。1946年から1949年まで民間情報教育局の教育課長であったオアは後に、府県軍政部は各府県における占領政策の進行状況監視や新たな占領政策への啓発を行うとともに、占領政策定着状況と改善策を司令部に報告する役割を持っていたが、緊急時等以外は直接地方行政機関等に命令を下すことはない、府県軍政部の役割とその限界も示している。さらにオアは、占領下の教育政策の推進上、軍政部の教育担当官が重要な役割を果たしたことを次のように述べている。「正式の指示では監視と報告の役目が強調されていたが、都道府県や地方行政レベルで、軍政チームが助言や協力に尽力したことは、彼らの任務のより重要な局面を示している。教育改革の実績は、少なくとも技術的には日本国民の手に委ねられていたが、軍政部の教育担当官たちは重要かつ計りしれない役割を果たした²⁰⁾。」

この府県軍政部教育担当官に期待された役割について、児玉は、GHQ教育担当者必携のテキストを基に「日本の学校がSCAP²¹⁾の教育指令を守っているかどうかを見極めるのは、一般的には各地方の占領軍軍政部の責任である。各地の軍政部に対しては、日本全国の学校を定期的に視察し、その結果をGHQ/SCAP²²⁾に報告するよう指令が出されている²³⁾。」と述べている。また、安部は第八軍軍政官研修学校の府県軍政部教育官への訓示規程を基に「教育担当官自身あるいは部下により当該地域内の視察を行い教育事情に対する実態把握、情報の収集に努めることによって上級軍政部から発せられた教育施策の施行状況を調査し、指令違反を確かめ、教育計画の諸局面の発展を促しかつ指導するために、協議会の開催、情報伝達手段の活用、講演会等を企画する²⁴⁾。」と、軍政部教育係官の任務を説明している。さらに、松本は長崎県における例として、学校等での講演のほかに、教育現場に入り込み、日本の教師と共に教育改革を目指すなど実践的・实际的な指導を行った教育官がい

たことも紹介している²⁵⁾。

このように府県軍政部教育官は、学校視察や講演会等様々な手段を用いて、SCAPの教育指令の施行状況調査と民主教育推進のための指導を行っていたが、本稿では、その中の情報伝達手段の一つとしての教育雑誌を利用した東京都軍政部による占領政策推進の実際に着目し、その過程や指導・助言の実際を明らかにしていくことにする。

4. 東京神奈川軍政部の「教育時報」への関与

(1) 東京神奈川軍政部について

東京神奈川軍政部は、司令官ホリングスヘッド大佐以下、将校65名、下士官・兵150名、計215名を擁する超大型の府県軍政部であり、東京と神奈川がその管轄下にあった。そして軍政部の中にあつて、総司令部が発した教育指令の施行状況を監視し民主教育を推進する任に当たっていたのが民間情報教育課である。東京神奈川軍政部民間情報教育課には中尉又は大尉級の6名の民間情報教育担当官が配置された。初代の民間情報教育課長は高等学校や大学での教職経験があるデュペル大尉²⁶⁾で、1949年には二代目として成増アメリカ人高等学校長であったスティング氏が民間情報教育課長に就いている。

また、この当時、東京軍政部民間教育課で学校を訪問する教育官は、デュペル大尉、ヒーザー中尉、ミス・スミス、ジェームズ小林の4人だったことが「教育時報」第2号巻末に記されている。

神奈川東京軍政部は、東京都教育局から東京都における占領教育政策の進行状況を定期的に報告させ教育改革の進行状況を監視していた。東京都公文書館所蔵の東京都GHQ旬報綴〔1946年から1947年〕によれば、東京都教育局は旬報という形で東京都の教育の動きを軍政部に報告している。この旬報は英文に訳されて、東京都から東京神奈川軍政部東京分遣隊司令官に報告されていた。因みに東京都教育局からの第1旬報の内容は、調査室を新設したこと（事業内容は「教育刷新に関する事項」「米軍民間情報教育部との連絡」「教育調査事務全般」）、教職員適格審査状況、使用禁止の教科書が使用されていたこと、青年大会開催について等、教育における占領政策の進行状況が報告されている²⁷⁾。

(2) 「教育時報」について

教育時報は、東京都教育局（教育委員会制度発足前の組織）がその機関紙として発行していた教育雑誌である。その第1号は1948年2月に発行され、第12号の1949年1月号からは「教育じほう」と改題されるが、その後も2001年3月の第638号をもって廃刊されるまで53年間に亘って毎月発行された。その第1号には「学制改革の転換期にあたって東京都の新しい教育を刷新振興する為必要な連絡事項と調査研究、統計及び教育資料を提供し現地の教育運営に資するものとする²⁸⁾。」とする刊行の趣旨とともに、東京都の公立私立の幼稚園・小学校・新制中学校・青年学校・旧制中学校・高等専門学校の他、区役所やPTA等の教育関係団体等を購読対象としていることが示されている。また、この機関紙の編集は東京都教育局調査室（第10号以降は教育庁調査課内の東京都新教育研究会）が行い、内容としては、東京都や文部省、軍政部からの連絡指示事項、東京都の教育に関する調査研究統計、新学制実施に必要な教育資料、教育実践活動の紹介等とすることが記されている。頁建ては32頁（第6号からは40頁、第12号からは48頁）で毎月発行され、発行部数は2000部。1948年5月1日時点の東京都における学校数が官・公・私立を合わせて2152校（公立学校では1276校）²⁹⁾であったことを鑑みると、東京都のすべての公立学校に行き亘る発行部数であり、情報の伝達手段として当時としては有効なメディアであったといえる。

次に、「教育時報」に東京神奈川軍政部がどのような関わりを行っていたのかを、阿部が「最も軍政活動が展開された時期であった³⁰⁾。」と述べている時期に当たる1948年2月から1949年12月までの「教育時報³¹⁾」に掲載されている内容を基に抽出していくことにする。

(3) 「教育時報」にみる東京神奈川軍政部の関与

1) 第1号（1948年2月発行）

巻頭の「特別研究 アメリカにおける教育委員会について」と題する一文は、アメリカにおける教育委員会制度の歴史を踏まえつつ日本に教育委員会制度を導入し根付かせるための記事であり、編集者はこの一文が軍政部から入手したものであることを明らかにしている。また同号で編集者は、「教育時報」発刊の目的が教育局

と第一線の学校との連絡にあり、教育局からの教育資料の紹介と学校での研究を発表する機会を提供することであるとしながらも、「更にわれわれにとって重要なことは、先進国アメリカの教育に関するすべての点に、教へを受けることである。この意味に於いて、この『時報』は、アメリカ教育の資料と研究につとめたい³²⁾。」とも述べている。ここからは、軍政部の教へを受けてアメリカの教育を根付かせることが自分たち教育関係者の任務であるという表明であり、東京都教育局の軍政部に対する基本的姿勢が見える。

2) 第2号(1948年3月発行)

東京軍政部から提供された「学校視察要項」が掲載され、視察項目の大項目として、学校経営、教職員、児童生徒、教科過程及教科書、施設、健康と衛生、学校と社会の関係の7つと小項目53が示されている。これは軍政部が実施する学校視察に向けて各学校が準備すべき内容を周知する趣旨の文である。また、東京神奈川軍政部東京事務所が昭和23年1月10日から東京軍政部と改称され第8軍の直轄となったとする記事があり、東日本の占領の中心となっている第8軍直轄の東京軍政部の監視下にある東京は、占領政策の先進的・積極的な取り組みがより求められる対象地区であることを暗に印象付ける情報といえる。

3) 第3号(1948年4月発行)

巻頭には、軍政部民間教育課から与えられた資料を基に作成した記事「教員組合の在り方」が掲載されている。この記事は近く開催される東京都教育大会の開催前に教員に読んでほしいとの軍政部の要請に基づいて特別編集したものであり、この号に限り、増刷して各学校に無料で配布したとも述べられている。その内容は、アメリカ教員組合連盟書記長アービン・R・ケンズリー氏の著書「アメリカ教育の目標」の抜粋で、民主的な教員組合の目的と機能が記述されている。そして、文部省主催CIE後援で開催された新教育研究協議会での資料として、社会科の学習研究に関わる学習指導案と実践記録が掲載され、新教育社会科の推進と充実・定着に向けた情報提供が行われている。さらには、文部省係官・CIE係官・関東各県視学の出席のもとに開催された視学協議会で配布された「新制高等学校 新制中学校の現職教育の手引き」の第1

章が紹介されている。また、学校は軍政部と直接連絡するのではなく教育局所管課を通して文書により行うことと、事前連絡なく軍政部に行くことがないようにという東京都教育局総務課調査室からの注意が掲載されている。通常は教育局からの通知文等公文書を通して行う類の学校側への指示が教育雑誌紙上で行われていることは、「教育時報」が教育局からの通知と同様な役割を果たしていたこと又その機能を果たすほどに「教育時報」が学校関係者間に流布していたことが伺える。

4) 第4号(1948年5月発行)

東京都教育大会での講演等が掲載された特集号である。巻頭には、東京軍政部司令官ホリングスヘッド大佐による「東京都教育大会によせる」と題した文が掲載されている。この会合は、東京軍政部と東京都教育局・東京都教職員連合・東京都教育会・私立中等学校協会の共同で開催されたもので、教員組合の民主的な運営と組合員の行動に関する現状を改善し日本の教育の民主化を進めてほしいという趣旨である。続いて、東京軍政部教育係将校デュペル氏が東京都教育大会で説明した「正しい組合運動」と題する文が掲載されている。そこでは、一般組合員が民主的な労働組合主義をよく理解していること、組合が適切に管理されないと大きな弊害が出てくると、弊害の例とそれを防ぐ方法が述べられている。

5) 第5号(1948年6月発行)

東京都軍政部、都の教員組合、私中高協会、私初協会の代表による協議会席上での東京軍政部民間教育課の教育係将校による談話内容「民主教育への批判」が掲載され、各団体メンバーに正確に伝えてもらいたいとの要望も付されている。また、東京都軍政部民間教育課からの注意として、校長等が軍政部民間教育課を訪問する際の方法等が教育局調査室の名前で掲載されている。さらに、「付記一 以上は軍政部民間教育課から教育時報に記載して、学校其他に周知徹底するようにと注意を受けた要項である。これについて調査室の渉外担当者は、視学会議、他の機会を通して学校側に御知らせするよう努力を拂っている。(以下略)³³⁾」という記述があり、ここでも「教育時報」が軍政部民間教育課の意向を学校側に伝える場として機能していることが窺える。

6) 第6号 (1948年7月発行)

この号は軍政部からの記事が大半を占め、巻頭には、総司令部民間情報教育局成人教育係長ジョン・ネルソン氏の講演「日本の成人教育」の内容が掲載されている。また、東京軍政部民間教育課将校大尉デュペル氏の意見「在職教師の教育」の記事や、東京軍政部民間教育係助手大尉ウィリアム・ジェー・ヒーザー・ジュニア氏の講演「公民館について」さらには、東京軍政部婦人問題係官ジーン・P・スミス氏による講演「東京都に於ける婦人問題」、そして、東京軍政部民間教育係官ジェイムス・ケイ・小林氏の講演「東京に於ける青年問題」の内容が紹介されている。

7) 第7号 (1948年8月発行)

この号は教育委員会法の研究特集が生まれ、東京都軍政部民間教育係による講演等の記事掲載はない。

8) 第8号 (1948年9月発行)

巻頭では、東京軍政部司令官ホリングスヘッド大佐の講演内容を掲載している。その内容は、東京都教職員組合連合（都教連）に対して、都教連やその傘下の組合員や教師を教育委員選挙の候補者として選出したり後援したりしないよう求めたものである。そして、10月5日に実施される教育委員選挙を前に、東京都軍政部と東京都教育局の共催による教育委員選挙啓発運動「アメリカ教育映画の夕べ」が都内35小学校を会場として行われることが記載され、教育関係者への啓発が行われている。

また、教育時報編集部が「アメリカ教育映画の夕べ」という記事の中で、「いま、色々の啓蒙運動が行われているのも、選挙の結果、もたらされる民主教育の実践という命題が、単なる作文におわってはならないからだ。特に東京軍政部民間教育課では、トーキー映画をもって別表のスケジュールによる啓蒙運動を毎夜、熱心に続けられている³⁴⁾。」と、東京軍政部民間教育局が教育委員会制度の確実な定着に向けて直接市民に働きかけていることが示されている。さらに、この記事の中ではアメリカ教育映画の夕べに、東京軍政部民間教育課将校大尉デュペル氏が来て、教育委員会制度の優れた点を住民に説明していることや、デュペル氏は、映画が終了するたびに、政治上の主義を普及するために学校を利用する者などに警戒するよう注意喚起

することや、教育の向上進歩に熱意のある候補者を選出するよう語っていることなどが掲載されている。また、デュペル氏が東京都教育局に提出した「PTAはいかにあるべきか」と題する文も掲載されている。これはアメリカのPTA関連の雑誌や図書を参考に教育係将校数名の手によってまとめられたものとされている。

9) 第9号 (1948年10月発行)

この号は、神奈川県軍政部教育将校ロバート・マックマナス氏が教員会議で行った講演内容「民主主義の社会に於ける教師及其の任務」が掲載されている。また、東京都軍政部民間教育課から東京都教育局に提供された「アメリカにおける教育委員会制度」と題する教育委員会制度の啓発に向けた文が載っている。

10) 第10号 (1948年11月発行)

東京軍政部司令官であるホリングスヘッド大佐の「教育時報—教育的重要事項に関する雑誌—について」の文が掲載されている。この題名で示されているように、教育時報が、教育的重要事項を周知するための雑誌であると司令官自身がその性格を明らかに示している。また、東京軍政部民間教育課の使命についても、「東京軍政部教育課は、東京都における日本人教育機関の民主化を奨励且つ助長するという使命を遂行するに當り、(以下略)³⁵⁾」と教育の民主化を推進することであると述べている。さらには「教育時報」が、教育の民主化を担い推進しようとしている教員が欲している民主化のための資料を提供することを目的に、東京都教育局の月刊雑誌として発刊されたと、「教育時報」の目的も述べられている。そして、これまで軍政部民間教育課の使命を遂行するために行った内容として、校長や教員から種々の情報を得たり軍政部民間教育課から適当な情報を与えるために講演を何百回と行ったりしてきたが、十分伝えられてこなかったことも述べられている。そして、教育の民主化を推進するための資料を望んでいる教員たちに伝えるという課題解決に「教育時報」が大きな役割を果たすことが期待されることも述べている。さらには、軍政部教育課は雑誌「教育時報」に対して援助は行いが検閲するものではなく、東京の教育者によって発行され東京の教育者のための雑誌であること、「教育時報」を教員の再教育の参考資料として利用することなど、教育時報と軍政部教育課との関係や「教

育時報」の活用方法も提示している。

その他、東京軍政部民間教育課から提供されたアメリカにおける1946年教育委員会事業年鑑からの抄訳「教育委員会の活動」やワシントン州公共教育監督局発行の「教育広報第15巻」「小學校教程臨時指導」(1944年刊)、ワシントン州公共教育監督局発行「教育広報第14巻」「中學校教程臨時指導」(1944年刊)から翻訳された「小・中學校の教程指導」が掲載され、アメリカにおける小学校・中学校における各教科の意義や目的が紹介されている。

また、東京軍政部が行っている教育機関の視察の目的(視察の結果を東京都教育局と懇談し改善への勧告を行う)や学校改善への視点をデュペル氏がまとめた「東京都内の學校視察に關して」が掲載されている。この中でデュペル氏は、學校視察について、東京軍政部は日本人に対して、その民間教育に根本的な指導・援助を与えるために、日本の教育機関を視察あるいは再視察する責任を持っていること、また、東京都の公立私立の小学校、新制中学校、新制高等学校を対象として學校が当面している問題を検討し、是正すべき点を指示するのが視察の要項であると述べている。そして學校視察の目的としては、學校視察で発見した事実や気づいた点その所見を総合した結果を教育局と会談をして全東京都の學校改善のために勧告することであると述べている。また、平常の學校の姿を見るために事前通告なしに訪問していることや、學校視察の内容とこれまでの視察を通して見出した問題点も述べている。

この号の巻末「編集手帖」に編集者は「先日、編集上のことでお伺いしたときにデュペル大尉殿のノートを拝見した。それには二年分ぐらいの『教育時報』への資料のプランが書いてあった。」「巻頭のホーリングスヘッド司令官のお言葉と、巻末のデュペル大尉の『東京都の學校視察に關して』はくり返して読んでいただきたい。」と記している。

ここからは、東京軍政部が占領教育政策を推進しその定着状況を監視するために、「教育時報」を重視していたこと、また、東京都教育局の教育時報編集担当者が「教育時報」の編集上、発行の事前あるいは事後に東京軍政部民間教育担当官と日常的に情報交換の場が存在していたことが窺える。

11) 第11号(1948年12月発行)

この号は、すべての記事が軍政部所属の担当者からの資料である。まず巻頭では、東京軍政部長ホーリングスヘッド大佐の講演「民主的教員組合の基準について」が掲載されている。講演内容は、現在の教員組合運営の偏向点、教員の使命、正当な組織体の規約と目的を強調したものである。また、日本の教育者が新しい教育理念に沿う教授法やその実際を実験する「實驗學校」を各郡市に数校ずつ設置することを奨励する文章が、東京軍政部民間教育課提供という形で掲載されている。そして、「日本の公立學校における週五日制授業について³⁶⁾」と題する東京軍政部民間教育課提供の文も掲載されている。また、現職教員の再教育の機会や教員団体の会合の開催日は、授業が行われない土曜日に行うことを勧告している。他に、連合軍総司令部民間情報教育部の前初等學校教育係将校ヘレン・ヘファンナン氏が寄稿した「合衆国における州及地方教育會」では州及び地方教育会の目的と役割を紹介している。また、東京軍政部教育課の提供による「高等學校の教程指導」では高等學校各教科の目的と内容が、そして、東京軍政部公衆衛生課アン・パネッサによる寄稿文「學校衛生事業における保健婦」は、學校看護婦(養護教諭)の役割と任務・機能について述べている。

12) 第12号(1949年1月発行)

巻頭では、東京軍政部民間教育課から提供された「米国の生徒自治」と題する資料が掲載されている。米国の生徒自治の実際を紹介する形で、學校教育を通した民主主義制度の定着のための教育の必要性を説いている。次いで、デュペル大尉が推奨している神奈川軍政部教育将校ロバートマクナマスによる講演「指導計画の必要性」が紹介されている。その後、2号から12号までの教育時報に対して東京軍政部民間教育課から提供された資料の一覧が掲載されている。

またこの号では、東京軍政部民間教育課提供の資料「教師の自己評價」が掲載されている。これは、教師自らが自己点検評価を行い、自己研鑽向上を促すための評価表であり、A日常の仕事、B人格と個人関係、C教師として、D教授法の4つの領域で構成され「教室に迅速に入るか」「教授上に使用する用語は生徒の理解力に相當したものか」など全体で56項目用意されて

いて、各項目を0から4の点数で評価するものである。

なお、Cの領域では、「地方及び縣教員組合の會員であるか」「地方教員組合の活動に参加しているか」「縣教員組合の活動に参加しているか」という評価項目を掲げていることから、教員組合の参加及び活動を教員に必要な条件の一つと軍政部が考え又奨励し教員組合活動を支援していたことがわかる。

さらには、教育委員会の動き第一報として、11月1日に第1回臨時委員会が開催され、特別傍聴者としてGHQ最高顧問ルーミス博士、同顧問ギブソン氏、軍政部教育将校デュペル大尉、同補佐官ヒーザー中尉、同通訳タカモト氏が出席しているという記事からは、教育の民主化に向けた制度の一つが着実に始まっているのかを軍政部が直接確認していたことが分かる。また、東京都教育委員会宇佐美毅教育長がデュペル大尉から指示があったとして「従来教育局より毎月25日提出させていた教育局並びに學校団体の行事月例報告は今後提出しないでよい。凡ての教育廳並びに學校団体の今後実施する行事、事業等（定例、定型的行事を除く）については、其の都度事前にその實質的内容を記載した文書をもって、教育廳より直接東京軍政部民間教育課長宛届出ること。」と庁内各課長等指示している。この通知は、軍政部は占領下初期には、教育委員会や各學校の日常的な動きまでも細かく監督していたが、昭和23年ごろからは、要点のみ把握するにとどめる程度までに教育の民主化が浸透していると軍政部は判断していたことを物語っている。

13) 第13号 (1949年2月発行)

巻頭で、昭和24年1月15日に、新しい祝祭日「成人の日」の催しが後樂園スタジアムであり、そこで行われたデュペル大尉の講演「日本の若き世代の人々に告げる」が掲載されている。特に注目すべきは、講演が単なる祝辞ではなかったことである。それは若い人に向けて、民主化への歩みを妨げ後退させる動きがあること、自主的・批判的の物事を自分の頭で考え、平和な国づくりを担う道を選ぶ人になることを希求したメッセージであり、デュペル大尉がその当時の指導者に対する働き掛けに止まらず、未来の社会の担い手へも働き掛け、継続的な民主化の道を日本が歩むことを期待していたことが窺え

る。

この後には、東京都教育委員会宇佐美毅教育長名で、庁内の各課室長、出張所長、区長、市長、都立学校長、美術館長、都立図書館長、養護学園長、衛生教育研修所長に宛てて、軍政部担当者への今後の対応について示した通知文がコラム的に掲載されている。具体的には、東京軍政部係官が学校視察や講演会等に行かれた際の対応について、果物や茶菓、花束などよりも有益な図書を学校図書館に寄贈するようことを指示した内容で、軍政部と地方行政担当者との当時の関係性が窺える。

さらには、「東京都私立中學校及び高等學校管理者に告ぐ」と題してデュペル大尉が招請を受けて日本大学講堂で行った講演記録が紹介されている。その内容は、非民主的なPTA問題、民主的で効果的な学校運営、私立学校を永続するためには公立学校で提供されるものより以上のものを提供する必要があることなどを私立学校管理者に訴えている。

14) 第14号 (1949年3月発行)

この号は全48頁中1頁から33頁までが、東京軍政部民間教育係官から提供された4つの資料で埋められている。まず一つ目の掲載文では、アメリカ人学校である成増高等学校を参観する日本人の学校管理者や教師のために、参観の留意点や当該学校の状況に関する詳細な資料が提供されている。二つ目の文は「目黒區東京アメリカ人高等學校を参観する日本人に必要な予備知識」と題してテイ・ダブリウ・ホッフマン校長による学校情報である。三つ目の文として、デュペル氏が行った講演「大學の教師と學生の政治的活動」が掲載されている。四つ目の文は、東京軍政部婦人指導官のミス・ファーン・ド・ブリース氏による「自習室」と題する文で、自習室の意義と自習室に於ける教師の役割と日本の学校授業時間表に自習室の時間を設ける必要性が述べられている。

15) 第15号 (1949年4月発行)

巻頭では、「民主的教育の意義」と題してデュペル氏が東京女子經濟専門學校の卒業式に於いて行った祝辞の代わりに行った講演記録である。デュペル氏は、「こういう経歴をもっていても、昭和二十一年に日本へ来るまでは、民主的教育の意義をまだ適度に理解しなかったのであります。過去三年間、東京都の教育制度を再編成し

且つ民主化するために、全力を注いで、援助を與えてきたので、私が正式な教育を受けたその制度を始めて十分に理解し且つその眞價を味わうことができるようになったのであります。とりわけて、私はみなさん自身の教育制度を民主化しようとする途上に直面する問題を十分に知ることができました。」と、日本の教育の民主化を直接担当する教育課担当将校でも教育制度改革についての十分な知識と経験をもって着任したのではなかったことが窺われる。講演はこのあと、教育の機会均等、アメリカ教員連盟の『アメリカ教育の目標』から日本の実情の合うように修正した「日本の学校が目指すべきもの」を7点に亘って述べている。さらに学校ストライキが起こったことに関連付けて、正当な政治活動と不当な政治活動にも言及している。

16) 第16号(1949年5月発行)

東京都公立学校長協議会に於ける東京軍政部司令官をはじめとする同教育係官の講演が最初に掲載されている。まず巻頭には、東京軍政部司令官ホリングスヘッド大佐による講演記録が掲載されている。講演内容は、学校長の任務と重要性を強調したいとして、眼前の学校長に対して厳しい批判と改善を突き付けている。すなわち学校長の多くが戦前の教育を受け戦前に学校管理者となったため過去の状態のままの学校管理者に止まり執着したり、学校管理能力の向上進歩させるための機会の利用を拒んだり怠ったりしていると指摘している。また、軍政部の教育将校も老齢または職務怠慢であると評して、自分自身の観察においてもその指摘は事実と思っていると軍政部内部の状況をも批判している。そして、東京都の教育制度を徹底的に改革することの必要性を報せるために開催された本日の研究協議会をはじめ今後開催されるこの種の機会を利用してほしいとも述べている。また、「教育時報」にも触れ、「昨年東京都は諸君のために『教育時報』という雑誌を發刊しました。それは諸君を時勢に遅れないようにするために有益な記事を澤山掲載している立派な雑誌であります。しかるに諸君の中には雑誌を手に入れながら、一度も讀んだことがないと告白してあるものがあるのであります。」と述べていることから、軍政部が進める教育の民主化政策を実施する上で、軍政部が「教育時報」をどのように位置づけていたのかが窺える。

次いで、デュペル大尉が東京都公立学校長協議会で行った「公立学校管理の改善方法」と題する講演記録が掲載されている。デュペル氏は、校長の学校管理経営方法が不適當で不能率であると批判したうえで、校舎が有効利用できていないこと、学校管理経営に関する調査票を教育長に提出すること、学校に不必要な教師を報告する義務、担当授業時間が少ない教師がいること、事務員の配置と学校管理上の記録の事務室での保管、模範的な文書記録・保管の仕方を学校長が研究することなどを厳しい言葉で集まった学校長に指示している。最後に、「昨年の教育時報第二號に、私の要求するところを凡て諸君に示しました。諸君は諸君の學校の欠点短所を自分で發見することができる筈であるから、それを矯正する手段を講じなければなりません。ホリングスヘッド大佐が今朝指示されたように、『辯解の時期は既に過ぎ去ってしまいました。今や結果を見るべき時期が到來しているのであります。』」と述べて講演を締めくくっている。この最後の文に示されていることから東京軍政部民間情報教育課は、占領下の教育改革を、東京都教育局を媒介者として間接的に進めるために「教育時報」を巧みに利用していたことがわかる。

また、東京軍政部民間情報教育部教育係官のW・J・ヒーザー中尉による「東京のPTAの現状」と題した講演記録では、東京都のPTAの大多数が民主主義的教育団体として不満足な状況であると調査結果を基に指摘し、PTAに関する研究(加入を自由にする、教師も会費を納入すること、会費が高すぎる、役員に母親会員が少ないこと、会則に必要な要素が入っていないこと)を行う必要を説いている。また、ヒーザー中尉は、研究協議会の最後に設定された質疑応答の時間においても、PTAに関する質問に答えるなど学校長に対して直接的な助言を行っている。

17) 第17号(1949年6月発行)

巻頭では、デュペル氏が推奨している福岡軍政部民間情報教育部が作成した「新制中学生徒の諸必要」という文が掲載されている。内容は新制中学校の教育方針を立てる際の指針を11項目に亘って述べたものである。他に、東京軍政部民間情報教育部からの情報提供はなく、この時期から教育時報への働きかけは減少している。

18) 第 18 号 (1949 年 7 月発行)

巻頭で、東京軍政部民間情報教育課将校としての任務を終え、米国に帰国することになったデュペル氏が、東京都の教育者に向けた訣別の言葉と後任のミラン・B・スティング氏 (1948 年 9 月から 1949 年 7 月まで成増アメリカ人高等学校校長) の紹介文が掲載されている。

この後には、デュペル氏が日本を去るにあたって、「東京都の教員諸君に告ぐ」と題する文が 1949 年 6 月 15 日の日付を付けて掲載されている (この文についての出自が記載されていないことから、この文は「教育時報」のために寄稿した文と考えられる)。その内容は、東京軍政部司令官ホリングスヘッド大佐が民主的教員組合の発展に関して講演を行った後、民主的な協会や組合を発展させるため援助するよう司令官から指示を受けたデュペル氏が努力の中で成功したことと失敗したことを報告した文と、日本の教員が聡明な指導者と被指導者の養成に私心を捨てて全力傾注することを期待することを述べた文から構成されている。その失敗したこととして、昨年 (1948 年) の 12 月から毎月、組合の指導者と定例会をもったが、助言を聞き入れず改善に向けた努力がなく無益な会合に終始したこと、メーデは米国では少年が戸外祝祭日として行うもので労働とは関係ないこと、アメリカ教員連盟に関する資料を送付したが読まれていないこと等を挙げている。また、私立中学校及び高等学校協会の取り組みを、民主的教員組合に向けて成果を上げている協力と信頼に基づく成功例として紹介している。

一方、日本の教師が民主的教育を築く上での指針となるために、東京民事部民間教育課³⁷⁾ から提供された文「日本の教師のための指針—成増東京アメリカ人小學校」も掲載されている。成増アメリカ人小學校の紹介は、既に「教育時報」3 月号で詳細が述べられていて、この号で 2 回目の掲載である。そして、東京民事部民間教育係官から提供されこの号に掲載されている「米國教育協會『教員服務規程』」について、東京都教育局の指導主事は、教育職員免許法が実施される時期にあって、また民主主義に基調を置く日本の教育に就く者の心構えとして参考になると推奨している。

19) 第 19 号 (1949 年 8 月発行)

巻頭に、新たに東京民事部民間教育課長となっ

たエム・ビ・スティング氏の挨拶文が掲載されている。その中で民事部民間教育課の教育将校の役割は、東京の教育者に対して為すべきことや為すべき方法を命令するのではなく、勸言や助言を与えることと述べている。

そして、スティング氏自身が成増高等学校校長であった時に日本の教育者 15 組の参観があり、アメリカ人学校の教育を熱心に希望に燃えて参観していたと記している。また、スティング氏は日本の学校教育制度に信頼を持っていることを述べるとともに、日本の教育者に対して、アメリカ人学校で見聞きしたことを丸呑みするのではなく、参観した中で好むものを試してみること、欲するものを保存し実施することと述べている。ここからは、前任者のデュペル氏とスティング氏の軍政部教育担当者としての、また教育者としての日本の教育の民主化に対する基本的視点の違いが見られる。

さらには、東京民事部民間教育課から東京都の教員のために提供された「教師と児童の共同計画」「児童の不良化とその対策」「民主的教室の特徴はどんなところにあるか」の三文が掲載されている。一つ目の文は、教育計画に児童の考えや計画を踏まえることや学習計画を自分たちで計画させることが自主的な学習に繋がることを述べている。二つ目の文は、児童の不良化は学校や町村という環境が影響していること、児童が欲している 7 つの要求に応えられるよう親身になって面倒を見ることが教師の義務であると述べている。三つ目の文は、教室内の行事が民主主義的目的に適っているかを判定するための 14 の基準を示している。

また、東京私立学校協会主催、東京民事部民間教育課後援で開催された「日米生徒の討論會」の会議録も掲載されている。日米両国の生徒や顧問教師のほか、スティング校長や軍政部のデュペル大尉も参加している。討論会となっているが、アメリカ人学校の生徒会に関して、日本側からの質問に対して成増アメリカ人学校の生徒会の生徒や顧問が答えるという会議である。討論会の最後に登壇したデュペル氏は、「教育廳が月刊で出している機關雑誌『教育じほう』はこうした意義のある會の内容を詳細に報告しています。多分八月號に出ると思います。もう一度読んでよく研究してください。その他やはり教育廳で月間発行している『青少年教育情報』の

購読をおすすめします。」と述べている。このように、東京民事部民間教育課は、東京都教育局が発刊している雑誌を通して教育の民主化が一人一人の教師の段階まで着実に行き渡るよう、占領下の教育改革政策を進めていたことが分かる。

20) 第20号 (1949年9月発行)

巻頭に、東京民事部民間教育課長スティング氏の「学校長の特性」と題する文が掲載されている。まず、学校の第一人者として尊敬される人であること、豊富な知識を持ちその意見が重きをなすような人、指揮監督下の人に寛大であること、想像力がある人、事務の分掌を決めたら担当者を信頼する人であるとしている。

21) 第21号 (1949年10月発行)

視覚教育を重点的に取り上げていて、巻頭に、スティング氏の「視覚教育」と題する一部が掲載されている。学校における視覚教育補助資料として、従来から使用されていたものに挿絵、黒板、地図、絵画、漫画があり、これらは児童生徒の理解を助け深める上で有効かつ重要であると説いている。

22) 第22号 (1949年11月発行)

教育委員会制度発足から1年が経過したことで教育委員会が特集され、巻頭で東京民事部民間教育課課長スティング氏の「教育委員会について」と題する一文が掲載されている。

23) 第23号 (1949年12月発行)

この号は職業教育の特集で、巻頭に東京民事部民間教育課課長スティング氏の「不適格者と職業指導の関係」と題する文が掲載されている。職業指導というのは自分の適する職業を選択できるように援助を与える事であり、学校は骨折りがないのある仕事である職業指導を回避してはいけないと説いている。

(4) 東京軍政部による「教育時報」の検閲

「教育時報」第10号 (1949年11月発行) の中でホリングスヘッド大佐は教育時報の記事内容については検閲するものではないと述べてはいるが、実際には、検閲されていた事実が軍政部側の保管資料から確認できる。本稿作成に当たっては、国立国会図書館憲政資料室所蔵のマイクロフィッシュに収められている「教育時報」も資料としているが、そこには「教育時報」の写しと共に、教育時報に対する検閲書の写しも映

像として残されている。このマイクロフィッシュがプランゲ文庫³⁸⁾所蔵の文書を基に作成されていることから、軍政部側で保管されていた資料であり、軍政部が作成した検閲書であることは間違いない。

まず、「教育時報」の表紙にはC.C.Dと検閲済を示すCP印³⁹⁾が押され、検閲月日が記されている。一方、検閲書については、CENSORSHIP DOCUMENTS (検閲文書)と示された「MAGAZINES ROUTING SLIP」(雑誌回覧用紙)に、編集方針が保守的か、自由主義的か、急進的かをチェックする項目や、外国の記事がどの頁に掲載され、誰がその記事を提供したかなどの記入項目がある。また、「MAGAZINE EXAMINATION」(雑誌調査書)と題するシートでは、雑誌名・編集者・発刊日・価格や全ての記事のタイトルと著者名とともに、事前検閲対象・事後検閲対象の区別、違反性の有無やSCAPのチェックが必要とされているかについても記入する欄がある。因みに、「教育時報」は発行後に調査された事後検閲の対象雑誌であったことが検閲文書の記述内容から読み取れる。さらに、調査票とは別のメモ書きもマイクロフィッシュでは見られ、そこにはSCAPへの連絡事項として「教育時報」第2巻32頁の渉外事項として記載された内容が記述され、調査官が第2巻中でSCAPに報告すべきと判断した記事を報告していること、そしてその記事の上にはSCAP又は担当事務官が確認したサインも書かれている。しかし、「教育時報」に関する検閲書については、マイクロフィッシュに収められた資料を見る限り、1949年5月号を最後にその後は添付されていない。

IV. 考察

各府県軍政部は、自らに課せられていた教育指令を着実に実施するために学校視察や講演や資料収集など様々な手段を講じていたが、東京軍政部においては、上記以外の手段として、教育行政が編集し指導的立場の教育関係者が目にする教育雑誌「教育時報」を効果的に利用して占領下の教育改革を進めていた具体的な状況を明らかにすることができた。

これまで述べてきたように、東京軍政部民間情報教育課は、東京都教育局編集による教育雑

誌「教育時報」に対して、軍政部司令官や軍政部民間教育課員が行った講演記録、軍政部民間教育課員が教育時報のために書き下ろした記事、軍政部が掲載を要請した記事、教育官が米国から取り寄せた書物の抜き書き、他府県軍政部作成の資料、アメリカの教育書からの内容等の情報を「教育時報」の発刊当初から提供し続けていた。また、軍政部は、学校その他の教育関係者に周知徹底する必要がある内容を「教育時報」に掲載指示することもあり⁴⁰⁾、軍政部民間情報教育課は自らの意向を「教育時報」を利用して学校側に伝えていた。

東京都軍政部民間情報教育課が「教育時報」を通して教育関係者に届けていた主な情報を改めて次に列挙する。

- 第1号 アメリカの教育委員会
- 第2号 学校視察要項
- 第3号 教員組合の在り方
- 第4号 教員組合の民主的運営と組員の行動の現状
- 第5号 民主教育会への批判
- 第6号 日本人の成人教育、在職教師の教育、公民館について、東京都における婦人問題、東京都における青年問題
- 第8号 教育委員選挙（軍政部司令官講演）、PTA
- 第9号 民主主義の社会における教師及びその任務、アメリカにおける教育委員会制度
- 第10号 教育的重要事項に関する雑誌、教育委員会の活動、小中学校の教程指導、東京都内の学校視察に関して
- 第11号 民主的教員組合の基準、教員組規約、実験学校、日本の公立学校における週五日制授業、合衆国における州及び地方教育会、高等学校の教程指導、学校衛生事業における保健婦
- 第12号 米国の生徒自治、指導計画の必要性、教師の自己評価、週五日制の実験報告
- 第13号 日本の若き世代の人々に告げる（軍政部教育課長の講演）、東京都私立中学校及び高等学校管理者に告ぐ
- 第14号 アメリカ人学校参観の留意点、大学の教師と学生の政治活動、自習室の意義と自習室における教師の役割

- 第15号 民主的教育の意義
- 第16号 学校長の任務と重要性、公立学校管理の改善方法、東京のPTAの現状
- 第17号 新制中学校生徒の諸必要
- 第18号 東京都の教員諸君に告ぐ、日本の教師のための指針、米国教育協会の教員服務規程
- 第19号 東京民事部教育課長挨拶、教師と児童の共同計画、児童の不良化とその対策、民主的教室の特徴、日米生徒の討論会
- 第20号 学校長の特性
- 第21号 視覚教育
- 第22号 教育委員会について
- 第23号 不適格者と職業指導の関係

このように、東京軍政部民間情報教育課からの情報（記事）は全ての号で巻頭に掲載され、その号における最重要な内容として扱われていた。時には第11号のように全てが軍政部からの記事で構成されたこともあるように、1948年～1949年の「教育時報」は、軍政部からの情報提供の場ともいえる様相を呈していた。また、掲載内容としては、民主教育の定着、教育委員会制度の確立、校長を含めての教員の変革、新制中学校の設立、健全な教員組合の結成、PTAの育成等が、占領下教育改革政策の進行状況に応じて資料やサジェッションとして掲載されていた。

東京軍政部自らが占領下の教育改革を推進するための有効な手段として「教育時報」を捉えていたことは、「教育時報」第10号に掲載された東京軍政部司令官ホリングスヘッド大佐の寄稿文からも窺うことができる。このことから、東京軍政部にとって教育情報誌「教育時報」は、占領下の教育改革を進める上での有益な手段の一つであったことが裏付けられる。軍政部からの寄稿や資料の「教育時報」における取り扱い方からは、占領・被占領という関係性の中で生じた教育局側の忖度の存在も窺えるが、一方で、22か月間の「教育時報」の内容構成や編集者の文章を通観すると、軍政部の協力のもとに新たな教育制度の構築に向かおうとする教育局側の真摯で建設的な姿勢も見えてくる。

本稿では1948年2月発行の第1号から1949年12月発行の第23号までの「教育時報」にお

ける軍政部の関与について着目してきたが、「教育時報」に占める東京軍政部（民事部）からのメッセージはある時期から変化している。1949年8月ごろからは、論調が指導・指示から助言・援助に、メッセージの内容も教育改革者として望まれる姿勢や態度を示す内容から新しい教育の指導方法や指導内容に、また、メッセージの文章量としても減少が見られる。その変化については、この時期、軍政部教育課長がデュペル氏からスティング氏へと交代した時期でもあることから情報教育課長の個人的な基本的姿勢の違いも考えられるが、占領政策を巡る情勢の変化も影響している。「教育時報」への検閲文書が1949年5月号の検閲書では簡素化され、6月号以降は検閲書自体の添付が見当たらないこと、雑誌表紙への検閲済スタンプ（CP印）も押されていないことなどを鑑みると、東京軍政部（民事部）の東京の教育への関与の方針の転換が見られる。さらに上部組織の連合軍司令部の占領方針が1949年夏以降大きく変化していて、この時期は、日本に於ける占領下初期の占領教育政策のうちの軍国主義や極端な国家主義の排除の側面で一定の効果が現れ、教育の民主化もある程度推進されてきた時期とも符合している。

「教育時報」の第1号は、占領開始から3年目の昭和23年に、また2月という年度途中で発刊されているが、昭和21年には既に教育局内に新設されていた調査室が教育雑誌の編集発行を手掛けることになった経緯については明らかに出来ていない。「教育時報」発刊に至る経過を東京軍政部・東京都教育局の二方向から辿ることで、この教育雑誌が東京都に於ける占領下教育改革上どのような位置を占め、どのような意義を有していたのかがより鮮明に浮かび上がってくる。今後の課題としたい。

なお、今回の論文に関連して開示すべき利益相反状態はない。

【注】

- 注1) 阿部彰（1978）地方における占領教育政策の展開に関する研究序説 大阪大学人間科学部紀要, 4, p.129-155
 注2) 阿部彰（1982）対日占領における地方軍政 教育学研究, 49 (2), p.151-163
 注3) 阿部彰（1983）戦後地方教育制度成立過程の研究 風間書房

- 注4) 竹前栄治・日野誠（1978）戦後教育改革序説（下）ある地方軍政部教育担当連合軍要員の回想（日野）東京経済大学会誌（106）
 注5) 大矢一人（1994）占領期地方教育改革に関する軍政部教育担当係官協議会の分析 藤女子大学・藤女子短期大学紀要第1部（31）, p.51-77
 注6) 松本和寿（2009）占領期における戦後教育改革理論の普及と地方軍政部～長崎県を事例に～ 教育基礎学研究第7号 九州大学 pp.85-97
 注7) 1949年1月発行の第12号から「教育じほう」に名称が変更されているが、本稿ではこれ以降も、引用や文献以外については便宜上「教育時報」の表記を用いる。
 注8) 海後宗臣（1975）教育改革 戦後日本の教育改革1 東京大学出版会 pp.62-63
 注9) ①日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件②教員及ビ教育関係官ノ調査, 除外, 認可ニ関スル件③国家神道神社神道ニ対スル政府ノ保証, 支援, 保全, 監督, 並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件④修身, 日本歴史, 及ビ地理停止ニ関スル件
 注10) ①学校の再開, 教科過程・教科書の基本方針②教員再教育③教員の復権④アメリカ教科書の移入⑤宗教教育の自由⑥体育⑦映画視覚用具⑧ラジオ教育⑨女子教育⑩社会教育⑪私立学校⑫軍隊復員者の再指導
 注11) 児玉三夫訳（1983）日本の教育 明星大学出版社 p.183
 注12) 海後宗臣（1981）海後宗臣著作集第九巻 戦後 教育改革 東京書籍 p.244
 注13) 同上, p.406
 注14) マーク・T・オア, 土持ゲーリー法一訳（1993）占領下日本の教育改革 玉川大学出版部 p.93-94
 注15) GHQと日本政府のパイプ役。中央事務局のほか、地方事務局が置かれた。
 注16) 前掲, 占領下日本の教育改革 p.124
 注17) 同上, p.154
 注18) 1948年に東京軍政部と神奈川軍政部に分離する。
 注19) 竹前栄治（1985）GHQ 岩波新書 p.57
 注20) 前掲 占領下日本の教育改革 p.196

- 注 21) 連合軍最高司令官 (Supreme Commander for the Allied Powers)
- 注 22) 連合軍最高司令官総司令部 (General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers)
- 注 23) 前掲 日本の教育 p.174
- 注 24) 阿部彰 (1983) 戦後地方教育制度成立過程の研究 風間書房 p.42
- 注 25) 松本和寿 (2009) 占領期における戦後教育改革理論の普及と地方軍政部～長崎県を事例に～ 教育基礎学研究第 7 号 九州大学 p.85-97
- 注 26) デュペル氏については、「GHQ 東京軍政部デュペル大尉らが突然来校し、軍事訓練に使用した模擬銃などの有無を調査」(東京都立江北高等学校沿革)、また、多田小学校事件では「直接学校に出向いて自ら調査に当たった」(明神 勲『東京都における教員レッド・パージ前史』「北海道教育大学釧路校研究紀要第 36 号」2004 年) など強権的な直接指導を行っていたとする記録も残されている。
- 注 27) 東京都渉外部, 東京都 GHQ 旬報綴 [1946 年～1947 年]
- 注 28) 東京都教育局調査課 (1948 年) 教育時報 第 1 号 p.28
- 注 29) 「教育時報第 9 号」(昭和 23 年 11 月発行) に掲載されている統計表を基に算出した。
- 注 30) 阿部 彰 (1982) 対日占領における地方軍政 教育学研究, 49 (2), 151-163
- 注 31) 「教育時報」については、第 1 号から第 4 号までは、国立国会図書館憲政資料室所蔵のマイクロフィッシュ (教育じほう [1 号 (1948 年 2 月) -20 号 (1949 年 9 月)]) から、第 5 号から第 23 号までは、野間教育研究所所蔵の資料を参考にした。
- 注 32) 前掲 教育時報 第 1 号 p.11
- 注 33) 東京都教育局調査課 (1948 年) 教育時報 第 5 号 p.31
- 注 34) 東京都教育局調査課 (1948 年) 教育時報 第 8 号 p.11
- 注 35) 東京都教育局調査課 (1948 年) 教育時報 第 10 号 p.1
- 注 36) 五日制授業とは、1 週間 5 日間の連続した授業を行い 6 日目は教授法の研究や教

材の改良等に充てることで、不規則な休業を避けて児童生徒に規則的な学習の機会を保障するとともに、教員に資質向上の場を与えることを目的としている。

- 注 37) 軍政部は、1949 年 7 月に民事部へと名称変更が行われ、1949 年 11 月には都道府県民事部も廃止されていく。
- 注 38) プランゲ文庫は、GHQ / SCAP の戦史室長であったゴードン・プランゲが米国に移送して保管した検閲出版物のコレクション
- 注 39) C.C.D (Civil Censorship Detachment 民間検閲局), CP 印 (Censor Pass Stamp)
- 注 40) 前掲 教育時報 第 5 号 p.31

Advice and Control of the Prefectural Military Administration Departments in the Reform of Education under Occupation

—With Focus on *Kyōiku Jihō*, an education magazine—

Masayuki KIMORI

Department of Living Science, Teikyo Junior College

【abstract】

Educational reforms in Allied-occupied Japan were promoted by the General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers (GHQ/SCAP). In the provinces, however, the Civil Information and Educational Section of the Prefectural Military Administration Department (*the Department*), which was placed in each of the prefectures throughout the country, was directly responsible for instructing, advising, and supervising educational administrators and educators. The Department of each prefecture implemented various measures, such as school visits, lectures, and data collection, to steadily implement the educational directives of the GHQ/SCAP and to advance educational reforms. In particular, the Department effectively used, in addition to the means mentioned above, the *Kyōiku Jihō*, an education-related magazine that was edited and published by the Tokyo Bureau of Education. The Department used this magazine from the time of its first publication to provide education-related information necessary to promote educational reforms under occupation and to convey its intentions to educators and other relevant personnel.

Kyōiku Jihō's smooth acceptance and handling of contributions and materials from the Department, the composition of the magazine, and the writings of its editors provide insights into the Bureau of Education's considerations in the context of the occupier-occupied relations, as well as its constructive attitude toward educational reform under occupation.

【Key words】 Educational reforms in Allied-occupied Japan, Prefectural Military Administration Departments, *Kyōiku Jihō*